

託送供給等約款等以外の供給条件の 認可及び承認について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、令和2年9月18日付けで、経済産業大臣宛てに、令和2年10月1日より適用される託送供給等約款等以外の供給条件の認可及び承認申請があり、同月25日付けで、経済産業大臣から委員会に対し意見の求めがあったところ、当該申請への委員会としての回答について御審議いただく。

なお、今回申請された内容は、いずれも現行の託送供給等約款等以外の供給条件について、経済産業大臣の認可又は承認を受けているものである。

【申請者】

- 託送供給等約款
 - 一般送配電事業者（9社）（特例認可申請 電気事業法第18条2項）
 - ◇ 北海道電力ネットワーク株式会社
 - ◇ 東北電力ネットワーク株式会社
 - ◇ 東京電力パワーグリッド株式会社
 - ◇ 中部電力パワーグリッド株式会社
 - ◇ 北陸電力送配電株式会社
 - ◇ 関西電力送配電株式会社
 - ◇ 中国電力ネットワーク株式会社
 - ◇ 四国電力送配電株式会社
 - ◇ 九州電力送配電株式会社

- 離島供給約款
 - 一般送配電事業者（3社）（特例承認申請 電気事業法第21条2項）
 - ◇ 北海道電力ネットワーク株式会社
 - ◇ 北陸電力送配電株式会社
 - ◇ 中国電力ネットワーク株式会社

- 特定小売供給約款
 - みなし小売電気事業者（5社）（特例認可申請 旧電気事業法第21条）
 - ◇ 北海道電力株式会社
 - ◇ 中部電力ミライズ株式会社
 - ◇ 北陸電力株式会社
 - ◇ 関西電力株式会社
 - ◇ 中国電力株式会社

1. 経緯

令和2年7月22日、一般送配電事業者9社（沖縄電力を除く。）は、経済産業大臣から、電気事業法施行規則に基づき賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収金額等の通知を受け、当該内容に基づく新たな料金を設定すべく、令和2年7月28日、託送供給等約款の変更認可申請等を行った。なお、認可申請のあった託送供給等約款は既に経済産業大臣の認可を受けている。また、当該託送料金の変更に伴い、離島供給約款及び特定小売供給約款においても変更の届出があった。これらの変更後の託送供給等約款等は、令和2年10月1日から適用される。

一方、上記変更に伴い、各社の現行の託送供給等約款、離島供給約款及び特定小売供給約款において認可又は承認された特例措置について、託送供給等約款等の変更後においても引き続き適用すべく、あらためて認可及び承認の申請が必要となる。

今般、一般送配電事業者等より、令和2年9月18日付けで、経済産業大臣宛てに当該申請があり、同月25日付けで電気事業法第66条の11第1項第5号及び第9号並びに旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、経済産業大臣から委員会に対し意見の求めがあった。

2. 認可及び承認申請に係る意見

今回申請された内容は、いずれも現行の託送供給等約款等以外の供給条件について、経済産業大臣の認可又は承認を受けているものと同じ内容であることを確認した。

このため、認可及び承認することに異存がない旨を回答することとしたい。ただし、これまでに委員会から回答した時と同様、全ての小売電気事業者に対する供給条件を同一とする観点から、接続対象電力量の算定に係る供給条件の認可（別紙：特別措置①）に当たっては、スマートメーターの設置が完了するまでの間とし、北陸電力送配電の接続供給電力量の算定に係る供給条件の認可（別紙：特別措置③）に当たっては、託送料金算定システムの再構築完了時を期限とするよう、依頼することとしたい。

【申請内容】

- スマートメーター設置完了までの旧一電小売の接続対象電力量の算定方法
- 特定小売供給約款の適用を受けている需要家の供給停止のための適切な処置
- 従来型メーターの供給地点の接続供給電力量の算定方法
- 災害救助法が適用された地域等における託送料金や工事費負担金の免除等
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払い延長措置

(参考条文)

電気事業法

(託送供給等約款)

第十八条 (略)

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

(離島供給約款)

第二十一条 (略)

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

(特定小売供給約款)

旧電気事業法第二十一条

一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(略)

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

(略)

九 第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書又は第二十八条の四十九第一項の規定による承認をしようとするとき。

旧電気事業法第六十六条の十 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(略)

三 第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第十九条第一項、第二十一条第一項ただし書、第二十四条の二第一項、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成 12・05・29 資第 16 号）

第 1 審査基準

(1 2) 第 1 8 条第 2 項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第 1 8 条第 2 項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
- ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

(1 4) 第 2 1 条第 2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認 第 2 1 条第 2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

(6) 特定旧法第 2 1 条第 1 項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可

特定旧法第 2 1 条第 1 項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
- ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

以 上

＜参考＞今回の申請内容

● 託送供給等約款

(ア) 申請者	北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社 (9社)
特別措置①	<p>旧一電小売の接続対象電力量¹は、30分ごとに小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから、旧一電小売以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いて算定する。</p> <p>理由：託送供給等約款では、接続対象電力量は、スマートメーターにより30分ごとに計量された接続供給電力量に基づき算定されるところ、旧一電小売の需要家には、従来型メーターにて計量を行う需要家が多く存在することから、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、「エリア全体の30分単位の発電電力量－新電力の30分単位の需要量」で計算した値を用いて同時同量を実施することを認めたため。(総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ(平成26年9月18日開催))</p>
特別措置②	<p>旧一電小売の特定小売供給約款(以下この項目において「供給約款」という。)の適用を受けている需要家について、旧一電小売から、供給約款に基づく供給の停止等の求めがあった際には、供給停止のための適切な処置等を行う。</p> <p>理由：自由料金の場合、不払い等を理由とする供給停止については、小売電気事業者と需要家との小売契約が解除され無契約状態となった場合に、電気の供給を受ける根拠を失うことから、送配電会社によって電気の供給が停止されるところ。</p> <p>規制料金である供給約款の場合、小売自由化前の需要家保護レベルを維持するため、不払い等を理由とする供給停止については、供給義務を負う旧一電小売が、需要家との小売契約を保持したまま、供給停止等を行うことを認めたため。(総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ(平成26年9月18日開催))</p>
(イ) 申請者	北陸電力送配電株式会社
特別措置③	旧一電小売の需要家のうち、従来型メーターの供給地点の接続供給電力量は、検針日における従来型メーターの読みと前回検

¹接続対象電力量 接続供給電力量を損失率(送電ロス率等)で修正した値。需要側インバランスは、接続対象計画電力量-接続対象電力量で算定される。

	<p>針日における従来型メーターの読みの差し引きにより算定し、30分ごとの均等配分を省略する。</p> <p>理由：託送供給等約款では、接続供給電力量は、「供給地点ごとに、30分ごとに計量された電力量」としており、30分ごとに計量することができない従来型メーターにより計量するときの接続供給電力量は、検針日における従来型メーターの読みと前回検針日における従来型メーターの読みの差し引きにより算定された数値を30分ごとに均等配分してえられた値としているところ。</p> <p>旧一電小売の需要家のうち、従来型メーターにて計量を行う供給地点の接続供給電力量を30分ごとに均等配分するシステム等を構築するためには、新たに10数億円程度必要であり、その使用期間は、現行の託送システム（使用期間2016年度～2022年度）の更新までの3年間に限定されることから、過度なコストをかけることなく託送業務を実施するため。なお、当該措置について旧一電小売も了解しており、かつ、託送料金算定への影響はない。</p>
(ウ) 申請者	東北電力ネットワーク株式会社
特別措置④	<p>原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等がなされた地域において、避難された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、託送料金免除等を実施。</p> <p>理由：送配電部門の法的分離に伴い、4月1日より旧一電小売との間で託送契約を締結することになり、避難指示区域内において託送料金が発生することとなるため。</p>
(エ) 申請者	九州電力送配電株式会社
特別措置⑤	平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により被災された電力の利用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金の免除等を実施（継続）。
(オ) 申請者	東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社（6社）
特別措置⑥	新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等（当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、3月、4月、5月及び6月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か月間延長し、7月検針分の電気料金の支払期限を原則として4か月間延長し、8月検針分の電気料金の支払期限を原則として3か月間延長し、9月

	<p>検針分の電気料金の支払期限を原則として2か月間延長し、10月検針分の電気料金の支払期限を原則として1か月間延長する。</p> <p>理由：令和2年3月19日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者に対する要請が行われ、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、4月16日に対象が全国に拡大された。これらを踏まえ、託送供給等約款以外の供給条件を設定しているところ、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に1か月間延長する等の措置が必要。</p>
(カ) 申請者	東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、九州電力送配電株式会社 (6社)
特別措置⑦	<p>令和2年7月初旬の大雨による災害により、災害救助法が適用された市町村及びその隣接市町村において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行う契約者から申出があった場合には、工事費負担金を免除する等を実施。</p> <p>理由：災害救助法が適用され市町村及びその隣接市町村において、被災された電気の利用者に対して電気の供給を行う契約者に対し、託送供給等約款の特例認可をしているところ、措置の継続が必要。</p>

● 離島供給約款

(キ) 申請者	北海道電力ネットワーク株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社 (3社)
特別措置⑧	新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等（当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、3月、4月、5月及び6月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か月間延長し、7月検針分の電気料金の支払期限を原則として4か月間延長し、8

	<p>月検針分の電気料金の支払期限を原則として3か月間延長し、9月検針分の電気料金の支払期限を原則として2か月間延長し、10月検針分の電気料金の支払期限を原則として1か月間延長する。</p>
	<p>理由：令和2年3月19日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者に対する要請が行われ、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、4月16日に対象が全国に拡大された。これらを踏まえ、離島供給約款以外の供給条件を設定しているところ、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に1か月間延長する等の措置が必要。</p>

● 特定小売供給約款

(ク) 申請者	<p>北海道電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社（5社）</p>
特別措置⑨	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等（当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、3月、4月、5月及び6月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か月間延長し、7月検針分の電気料金の支払期限を原則として4か月間延長し、8月検針分の電気料金の支払期限を原則として3か月間延長し、9月検針分の電気料金の支払期限を原則として2か月間延長し、10月検針分の電気料金の支払期限を原則として1か月間延長する。</p> <p>理由：令和2年3月19日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者に対する要請が行われ、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、4月16日に対象が全国に拡大された。これらを踏まえ、特定小売供給約款以外の供給条件を設定しているところ、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り</p>

	組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に1か月間延長する等の措置が必要。
(ケ) 申請者	中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社 (3社)
特別措置⑩	<p>令和2年7月初旬の大雨による災害により、災害救助法が適用された市町村及びその隣接市町村において被災された電気の使用者を需要者とする需給契約において、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合には、工事費負担金を免除する等を実施。</p> <p>理由：災害救助法が適用され市町村及びその隣接市町村において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行う契約者に対し、託送供給等約款の特例認可をしているところ、措置の継続が必要。</p>

(案)

官 印 省 略
番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年9月25日付け20200918資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存ありません。

ただし、全ての小売電気事業者に対する供給条件を同一とする観点から、接続対象電力量の算定に係る供給条件の認可に当たっては、2014年9月18日の総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループで決定されたとおり、スマートメーターの設置が完了するまでの間とし、北陸電力送配電株式会社の接続供給電力量の算定に係る供給条件の認可に当たっては、託送料金算定システムの再構築完了時を期限とするよう、お願いいたします。

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年9月25日付け20200918資第40号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存ありません。

(案)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年9月25日付け20200918資第32号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

官 印 省 略
20200918資第8号
令和2年9月25日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

官 印 省 略
20200918資第40号
令和2年9月25日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

官 印 省 略
20200918資第32号
令和2年9月25日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和2年9月18日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 ネ 企 第 11 号
令和 2 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌 [redacted] 丁目 2 番地
北海 [redacted] 株式会社 [redacted]
代表 [redacted] 下 裕 [redacted]

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給場所	同上	
	受電場所 供給場所	同上	
供給電力	同上		
供給電圧	同上		
電気方式及び周波数	同上		
料金その他の供給条件の内容	同上		
供給開始年月日及び有効期間	令和2年10月1日以降相当の期間		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和2年7月28日付け届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、北海道電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したのから北海道電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、北海道電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯（ドリーム8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ）、3時間帯別電灯（eタイム3）、低圧時間帯別電力、深夜電力Aおよび深夜電力B、深夜電力C、深夜電力D、融雪用電力A（ホットタイム19）、融雪用電力B（ホットタイム22）、融雪用電力C（ホットタイム19エコ）、融雪用電力D（ホットタイム22エコ）、融雪用電力L（ホットタイム22ロング）もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、北海道電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停

止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適切な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をさせていただきます。また、停止のための適切な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、北海道電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適切な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、北海道電力株式会社の特小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が北海道電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

つきましては、託送供給等約款の変更（令和2年7月28日付け届出。）後も引き続き、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

(一般送配電事業の全部承継にともなう電力量等の特別措置)

2020年9月18日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第19号
2020年9月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		2020年10月1日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、東北電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したのから東北電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、東北電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、季節別高負荷率電灯、低圧高稼動契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力A、深夜電力B、深夜電力C、融雪用電力A、融雪用電力AⅡ、融雪用電力Bもしくは融雪用電力BⅡの適用を受けている場合で、東北電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、東北電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、東北電力株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が東北電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

つきましては、託送供給等約款の変更後も引き続き、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

令和2年9月18日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第18号

令和 2 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	同上		
	場所	供給場所		
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		令和 2 年 10 月 1 日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、東京電力エナジーパートナー株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したのから東京電力エナジーパートナー株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、東京電力エナジーパートナー株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕，時間帯別電灯〔夜間10時間型〕，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，時間帯別電灯〔夜得プラン〕，時間帯別電灯〔朝得プラン〕，時間帯別電灯〔半日お得プラン〕，曜日別電灯，低圧高負荷契約，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力，第2深夜電力，融雪用電力もし

くは一括前払契約の適用を受けている場合で、東京電力エナジーパートナー株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、東京電力エナジーパートナー株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

令和2年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、東京電力エナジーパートナー株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が東京電力エナジーパートナー株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

上記対応を実施するため、現在、託送供給等約款以外の供給条件（令和2年3月24日付け20200227資第36号認可。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き実施いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 14 号
2020年 9 月 18日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役
社長執行役員

弥生次

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりです。	
	住 所		同 上	
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供給電 力			同 上	
供給電 圧			同 上	
電気方式及び周波数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			2020年10月1日以降相当の期間	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2020年9月7日届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、中部電力ミライズ株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款32（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したのから中部電力ミライズ株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、中部電力ミライズ株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の適用を受けている場合で、中部電力ミライズ株式会社から供給約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需

要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないません。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、中部電力ミライズ株式会社から供給約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

以上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、中部電力ミライズ株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みです。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が中部電力ミライズ株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施するため、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年3月24日に認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく、特例認可申請を行なう次第です。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020年9月18日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託サ 第 15 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市 [REDACTED] 号
北陸電 [REDACTED] 社 [REDACTED]
代表 [REDACTED] 水野 弘 [REDACTED]

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		2020 年 10 月 1 日以降相当の期間		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、北陸電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 31（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したのから北陸電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、北陸電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の適用を受けている場合で、北陸電力株式会社から供給約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、北陸電力株式会社から供給約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 接続供給電力量の算定

北陸電力株式会社の供給地点のうち、低圧で供給する場合で30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合における接続供給電力量は、託送供給等約款 31（電力および電力量の算定）（8）ならびに附則 8（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）（1）イお

よび口後段の規定にかかわらず、記録型計量器以外の計量器の読みによるものといたします。

料金の算定期間の接続供給電力量は、供給地点ごとに、検針日における記録型計量器以外の計量器の読み（接続供給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における記録型計量器以外の計量器の読みといたします。）と前回の検針日における記録型計量器以外の計量器の読み（接続供給契約を開始した場合は、原則として開始日における記録型計量器以外の計量器の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する記録型計量器以外の計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

なお、北陸電力株式会社が定める低圧特別約款の「時間帯別電灯」、「季節別時間帯別電灯Ⅰ」および「季節別時間帯別電灯Ⅱ」（以下、あわせて「時間帯別小売契約」といいます。）の適用を受けている供給地点であって、記録型計量器以外の計量器による計量を行なう場合の託送供給等約款における昼間時間帯の接続供給電力量は、供給地点ごとに、時間帯別小売契約における昼間時間帯に計量された昼間電力量に、料金の算定期間における託送供給等約款における昼間時間数を時間帯別小売契約における昼間時間数で除したものを乗じることにより算定することといたします。また、託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

7 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、北陸電力株式会社の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が北陸電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

当社が北陸電力株式会社に低圧で供給する場合で、かつ記録型計量器以外の計量器で計量する場合には、料金算定期間の接続供給電力量を均等に配分して30分ごとの接続供給電力量を算定する必要があるため、現在、2016年度から使用している託送料金算定システムの全面的な再構築に着手しております。

しかし、当該システムの再構築完了は2022年度となる予定であり、当該システムの再構築完了までの期間について、北陸電力株式会社に低圧で供給する場合で、かつ記録型計量器以外の計量器で計量する場合、30分ごとの接続供給電力量を算定するためには2022年度まで使用予定の現行託送料金算定システムを改修する必要があります（所要額10数億円程度）。

ただし、現行託送料金算定システムを改修しない場合でも、託送料金の算定に用いる接続供給電力量について、30分ごとの電力量の合計を用いた場合と月間電力量を用いた場合とで差異が生じることはありません。

また、記録型計量器以外の計量器で計量する場合、30分ごとの電力量は月間電力量を均等に配分して算定することとなるため、その30分ごとの電力量を通知しないことで小売電気事業者間の公平性を損なうことはないと考えております。

これらを踏まえ、当該システムの再構築完了までの間、過度なコストをかけることなく託送業務を実施するため、料金算定に用いる接続供給電力量は、30分ごとの電力量の合計に代えて月間電力量を用いて行なっております。

つきましては、託送供給等約款の変更（2020年7月28日付け届出。）後も引き続き上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

2020年9月18日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 23 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 義

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		2020 年 10 月 1 日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2020年9月4日付20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、関西電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから関西電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、関西電力株式会社の電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の深夜電力、第2深夜電力、低圧季特別電力、融雪用電力もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、関西電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、関西電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、関西電力株式会社の電気特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が関西電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020年9月18日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 第 33 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		2020年10月1日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2020年7月28日届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、中国電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものと中国電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、中国電力株式会社の電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の低圧季節別時間帯別電力、低圧高負荷契約もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、中国電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者

にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、中国電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

添 付 書 類

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による

託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、中国電力株式会社の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が中国電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施するため、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年3月24日に認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施以降も引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年9月18日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令 2 第 10 号

令和 2 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

〒100-0001 東京都千代田区千代田 2 番 5 号

東京電力株式会社

横井 郁

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		令和 2 年 10 月 1 日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款(令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)にもとづき、四国電力株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30 (電力および電力量の算定) (10) にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから四国電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、四国電力株式会社の特定小売供給約款(以下「供給約款」といいます。)または選択約款の深夜電力、第2深夜電力、時間帯別電灯、ピークシフト型時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、スマートeプラン[タイプH]、スマートeプラン[タイプL]、低圧季節別高負荷率型電力、低圧季節別時間帯別電力、もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、四国電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をさせていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、四国電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

令和2年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、四国電力株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が四国電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

つきましては、託送供給等約款の変更（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。）後も引き続き、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

契託制第20号
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	供給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		令和2年10月1日以降相当の期間		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、九州電力株式会社、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから九州電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、九州電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力、第2深夜電力もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、九州電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をさせていただきます。

また、停止のための適切な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、九州電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適切な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

附 則

附

則

- 1 本供給条件は，令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧託送供給等約款以外の供給条件（令和2年3月24日付け20200227資第36号認可。）は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、九州電力株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が九州電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施するため、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年3月24日に認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係わる料金等の特別措置)

2020年9月18日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 18 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、2011年3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6月30日、7月21日、8月3日、11月25日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、2012年4月1日、4月16日、7月17日、8月10日、12月10日、2013年3月22日、3月25日、4月1日、5月28日、8月8日、2014年10月1日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、2014年10月1日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、避難指示等がなされた地域において、避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第5項については、避難された電気の使用者が、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があったときについても、適用するものとする。

- 1 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、託送供給等約款(2020年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)18(料金)の規定にかかわらず、避難指示等を受け避難された期間、免除する。ただし、原則として避難指示等が解除された日(以下「避難指示等解除日」という。)の半年後までを限度とする。
- 2 避難された電気の使用者のうち2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災された電気の使用者を需要者とする供給地点(以下「避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点」という。)において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 3 避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が被災により復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、避難期間終了日からその半年後までの期間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。ただし、避難指示等解除日の半年後までを限度とする。
- 4 契約者が、避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61(引込線の接続)および62(計量器等の取付け)(5)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

- 5 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を、契約者が新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを廃止または減少しようとする場合は、託送供給等約款53（供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）(1)イの規定にかかわらず、接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および工事費負担金の精算を免除する。

- 6 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送供給等約款によるものとする。

附 則

(実施期日)

この託送供給等約款以外の供給条件については、2020年10月1日から実施する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において事故が発生し、2011年3月11日以降、原子力災害対策特別措置法にもとづく避難指示等を受け避難された電気の使用者を需要者とする供給地点について、現在、託送供給等約款以外の供給条件（2020年3月24日付け20200227資第36号認可。）により託送供給を実施しておりますが、今回の託送供給等約款の実施にあたりましても、引き続き適用いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

記

避難指示等の経緯（2020年9月17日まで）

○2011年3月11日、福島第一原子力発電所の半径3km圏内に避難指示、同発電所の半径3kmから10km圏内に屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町の一部、同郡大熊町の一部、同郡富岡町の一部

○2011年3月12日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内に避難指示、福島第二原子力発電所の半径10km圏内に避難指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡楢葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部

○2011年3月15日、福島第一原子力発電所の半径20kmから30km圏内に屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、いわき市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡楢葉町の一部、同郡広野町の一部、同郡葛尾村

の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村の一部

○2011年4月21日，避難指示の対象区域を，福島第二原子力発電所の半径10km圏内から半径8km圏内へ変更

<避難指示が解除され，屋内退避指示に変更された地域>

福島県 双葉郡楢葉町の一部，同郡広野町の一部

○2011年4月21日，福島第一原子力発電所の半径20km圏内を警戒区域に設定（2011年4月22日付）

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町，同郡大熊町，同郡富岡町，同郡楢葉町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部

○2011年4月22日，福島第一原子力発電所の半径20kmから30km圏内の屋内退避指示を解除

<屋内退避指示が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村の一部

○2011年4月22日，福島第一原子力発電所の半径20km圏外の特定地域を計画的避難区域および緊急時避難準備区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村，伊達郡川俣町の一部

○2011年6月30日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 伊達市の一部

○2011年7月21日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

- 2011年8月3日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，双葉郡川内村の一部

- 2011年9月30日，福島第一原子力発電所の半径20km圏外の特定地域の緊急時避難準備区域の設定を解除

<緊急時避難準備区域の設定が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡楢葉町の一部，同郡広野町，同郡川内村の一部

- 2011年11月25日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，伊達市の一部

- 2012年4月1日，福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 田村市の一部，双葉郡川内村の一部

- 2012年4月16日，福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

- 2012年7月17日，福島第一原子力発電所の半径20km圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 相馬郡飯舘村

- 2012年8月10日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、警戒区域を解除し、避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡楢葉町の一部

- 2012年12月10日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、警戒区域を解除し、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡大熊町

- 2012年12月14日、福島第一原子力発電所の半径20km圏外の特定地点の特定避難勧奨地点の設定を解除

<特定避難勧奨地点が解除された地域>

福島県 伊達市の一部、双葉郡川内村の一部

- 2013年3月22日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡葛尾村

- 2013年3月25日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、警戒区域を解除し、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡富岡町

- 2013年4月1日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区

域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡浪江町

○2013年5月28日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、警戒区域を解除し、避難指示解除準備区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡双葉町

○2013年8月8日、福島第一原子力発電所の半径20km圏外の計画的避難区域について、計画的避難区域を見直し、避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 伊達郡川俣町の一部

○2014年4月1日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の避難指示区域を解除

<避難指示区域が解除された地域>

福島県 田村市

○2014年10月1日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、避難指示解除準備区域を解除するとともに避難指示区域を見直し、居住制限区域を避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡川内村

○2015年9月5日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡楢葉町

○2016年6月12日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡葛尾村の一部

○2016年6月14日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡川内村

○2016年7月12日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部

○2017年3月31日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内および計画的避難区域における特定地域について、居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 相馬郡飯舘村の一部、伊達郡川俣町、
双葉郡浪江町の一部

○2017年4月1日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡富岡町の一部

○2019年4月10日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡大熊町の一部

○2020年3月4日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、避難指示解除準備区域および帰還困難区域を解除

<避難指示解除準備区域および帰還困難区域が解除された地域>

福島県 双葉郡双葉町の一部

○2020年3月5日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、帰還困難区域を解除

<帰還困難区域が解除された地域>

福島県 双葉郡大熊町の一部

○2020年3月10日、福島第一原子力発電所の半径20km圏内の特定地域について、帰還困難区域を解除

<帰還困難区域が解除された地域>

福島県 双葉郡富岡町の一部

以上

託送供給等特例認可申請書

契託制第19号
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 俊

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	供給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力	同上			
供給電圧	同上			
電気方式及び周波数	同上			
料金その他の供給条件の内容	同上			
供給開始年月日及び有効期間	令和2年10月1日から令和3年4月末日			

料金その他の供給条件の内容等

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、熊本県内全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された熊本県および隣接する地域において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、この託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、九州電力株式会社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の九州電力株式会社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力、契約電流もしくは契約容量をこえないときは、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。）69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年4月末日）

2. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年4月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和3年4月末日）

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年4月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和3年4月末日）

4. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

附 則

附 則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年4月27日付け20200417資第22号認可。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、下記地域に災害救助法が適用され、同市町村およびその隣接市町村において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月27日に認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県熊本市，八代市，人吉市，荒尾市，水俣市，玉名市，山鹿市，菊池市，宇土市，上天草市，宇城市，阿蘇市，天草市，合志市，下益城郡美里町，玉名郡玉東町，玉名郡南関町，玉名郡長洲町，玉名郡和水町，菊池郡大津町，菊池郡菊陽町，阿蘇郡南小国町，阿蘇郡小国町，阿蘇郡産山村，阿蘇郡高森町，阿蘇郡西原村，阿蘇郡南阿蘇村，上益城郡御船町，上益城郡嘉島町，上益城郡益城町，上益城郡甲佐町，上益城郡山都町，八代郡氷川町，葦北郡芦北町，葦北郡津奈木町，球磨郡錦町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡相良村，球磨郡五木村，球磨郡山江村，球磨郡球磨村，球磨郡あさぎり町，天草郡苓北町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県大牟田市，八女市，みやま市，大分県日田市，竹田市，玖珠郡九重町，玖珠郡玖珠町，宮崎県小林市，えびの市，児湯郡西米良村，東臼杵郡椎葉村，西臼杵郡高千穂町，西臼杵郡五ヶ瀬町，鹿児島県出水市，伊佐市

以上

託送供給等特例認可申請書

(新型コロナウイルス感染症の影響に係わる料金の特別措置)

2020年9月18日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 21 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月および6月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を

目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年9月18日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第 20 号
令和 2 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会
代表取締役社長 金子 禎

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月および6月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年7月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年9月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年10月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年12月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件は、令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 13 号
2020年 9 月 18日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区 [REDACTED] 地
中部電力パワーステーション株式会社 [REDACTED]
代表取締役社長執行役員 [REDACTED] 弥生 [REDACTED]

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりです。		
	住 所	同 上		
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供給電 力		同 上		
供給電 圧		同 上		
電気方式及び周波数		同 上		
料金その他の供給条件の内容		同 上		
供給開始年月日及び有効期間		同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月7日届出）19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月および6月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送

供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020年9月18日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 22 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 義

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月4日付20200728資第42号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月および6月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は，2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道

府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18

条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定した
く特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影
響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年9月18日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令2第11号
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

内 2 番 5 号
配電株式会社

横井 郁

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月および6月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年7月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年9月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年10月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第22号
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣渡 俊

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
	受給場所	供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合，または，当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり，当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には，託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。）18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について，令和2年3月，4月，5月および6月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し，令和2年7月料金計算分は原則として4か月間延長し，令和2年8月料金計算分は原則として3か月間延長し，令和2年9月料金計算分は原則として2か月間延長し，令和2年10月料金計算分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年12月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

附 則

- 1 本供給条件は，令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社

会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

(令和 2 年 7 月豪雨による災害に係わる料金等の特別措置)

2020 年 9 月 18 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第20号

2020年9月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和2年7月豪雨により、電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用された。

山形県：山形市，米沢市，鶴岡市，酒田市，新庄市，寒河江市，上山市，村山市，長井市，天童市，東根市，尾花沢市，南陽市，東村山郡山辺町，東村山郡中山町，西村山郡河北町，西村山郡西川町，西村山郡朝日町，西村山郡大江町，北村山郡大石田町，最上郡最上町，最上郡舟形町，最上郡大蔵村，最上郡戸沢村，東置賜郡高島町，東置賜郡川西町，西置賜郡小国町，西置賜郡白鷹町，西置賜郡飯豊町，東田川郡三川町，東田川郡庄内町

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町村および災害救助法適用市町村に隣接する当社供給区域内の市町村※（2020年9月18日以降、令和2年7月豪雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2020年9月17日時点）。

宮城県：仙台市，大崎市，刈田郡蔵王町，刈田郡七ヶ宿町，柴田郡川崎町，加美郡色麻町，加美郡加美町

秋田県：湯沢市，由利本荘市

山形県：最上郡金山町，最上郡真室川町，最上郡鮭川村，飽海郡遊佐町

福島県：福島市，喜多方市，耶麻郡北塩原村，耶麻郡猪苗代町

新潟県：新発田市，村上市，胎内市，岩船郡関川村

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。），7月，8月および9月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の託送供給等約款をいいます。）

18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを2021年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年7月豪雨により、電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

山形県：山形市，米沢市，鶴岡市，酒田市；新庄市，寒河江市，上山市，村山市，長井市，天童市，東根市，尾花沢市，南陽市，東村山郡山辺町，東村山郡中山町，西村山郡河北町，西村山郡西川町，西村山郡朝日町，西村山郡大江町，北村山郡大石田町，最上郡最上町，最上郡舟形町，最上郡大蔵村，最上郡戸沢村，東置賜郡高畠町，東置賜郡川西町，西置賜郡小国町，西置賜郡白鷹町，西置賜郡飯豊町，東田川郡三川町，東田川郡庄内町

このような状況を踏まえ、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町村および災害救助法適用市町村に隣接する当社供給区域内の市町村（2020年9月18日以降、令和2年7月豪雨にともなう災害の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年9月18日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発2第19号
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨の影響により多大な被害が生じたため、長野県4市4町6村（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年6月（支払期日が7月8日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和2年9月4日付け 20200728 資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかか

ならず，当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り，免除する。

(有効期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続きまったく電気を使用しないで，契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し，その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で，その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ，かつ，その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは，託送供給等約款 69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) の規定にかかわらず，その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，託送供給等約款 20 (臨時接続送電サービス) の申込みを行なった場合で，その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは，託送供給等約款 72 (臨時工事費) の規定にかかわらず，その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

- 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて，託送供給等約款 18 (料金) にかかわらず，令和3年1月末日までの間は，その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金，臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和3年1月末日)

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和3年1月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

附 則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年7月10日付け20200710資第1号認可。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年7月8日、令和2年7月3日からの大雨の影響により多大な被害が生じたため、長野県4市4町6村（松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町）に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（令和2年7月8日以降、令和2年7月3日からの大雨の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、託送供給等約款以外の供給条件（令和2年7月10日付け20200710資第1号認可。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き設定するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

山梨県南アルプス市、北杜市

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 15 号

2020年9月18日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町

中部電力パワー

代表取

社長執行

会社

生

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。			
	住所	同上			
	受給場所	受電場所	同上		
		供給場所	同上		
供給電力		同上			
供給電圧		同上			
電気方式及び周波数		同上			
料金その他の供給条件の内容		同上			
供給開始年月日及び有効期間		2020年10月1日以降 相当の期間			

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2020年7月3日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（2020年7月9日以降、2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の43市町村（2020年7月9日時点）。

長野県：上田市，岡谷市，諏訪市，駒ヶ根市，大町市，茅野市，塩尻市，
小県郡長和町・青木村，諏訪郡下諏訪町・富士見町，上伊那
郡箕輪町・飯島町・南箕輪村，下伊那郡松川町・高森町・平
谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村，
木曾郡木祖村，東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村，
北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東
白川村，大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。），7月，8月および9月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（2020年9月7日届出。以下「託送約款」といい，当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の託送供給等約款をいいます。）19（料金）の規

定にかかわらず、各々1か月間延長する。

(有効期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73(一般供給設備の工事費負担金)、74(供給地点への特別供給設備の工事費負担金)、75(供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金)、76(供給地点への特別供給設備等の工事費の算定)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：2021年1月末日)

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21(臨時接続送電サービス)の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：2021年1月末日)

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19(料金)の規定にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当

する接続送電サービス料金の基本料金，臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：2021年1月末日)

- 6 契約者が，被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和3年1月末日までに行なった場合で，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，託送約款65（引込線の接続），66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：2021年1月末日)

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものとする。

以上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（2020年7月9日以降、2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月10日に認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

長野県：松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町・阿智村・下條村・売木村、木曾郡上松町・南木曾町・王滝村・大桑村・木曾町

岐阜県：高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県：上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町・青木村、諏訪郡下諏訪町・富士見町、上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村、下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村、木曾郡木祖村、東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村、北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白
川村，大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 9 月 18 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 送 第 16 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市 [REDACTED] 号
北陸電 [REDACTED] 社 [REDACTED]
代表 野 弘 [REDACTED]

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		2020 年 10 月 1 日以降相当の期間		

料金その他の供給条件の内容等

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内の電気の利用者が被災し、2020年7月8日、岐阜県飛騨市および岐阜県郡上市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年6月（2020年7月8日以降に支払期を迎えるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

4. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれたときは、託送約款73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが2021年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：2021年1月末日）

7. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

以上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（下記地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月10日に認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

- 1 災害救助法が適用された市町村
災害救助法適用日：2020年7月8日
岐阜県飛騨市（ぎふけん ひだし）
岐阜県郡上市（ぎふけん ぐじょうし）
- 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村
富山県富山市（とやまけん とやまし）
福井県大野市（ふくいけん おおのし）

以上

託送供給等特例認可申請書

2020年9月18日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

ネサ運第173号

2020年9月18日

経済産業大臣

梶山弘志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役
社 長

松岡秀

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
		供給場所	同上
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2020年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、2020年7月13日、島根県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された地域および隣接する地域（2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された地域が追加された場合は、当該追加された地域および当該追加された地域に隣接する地域を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年6月（支払期日が7月13日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（2020年7月28日届出。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。
3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込

みを行なった場合で、その申込みが 2021 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

4. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2021 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5. 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、2021 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6. 契約者が、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2021 年 1 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年7月17日付け20200717 資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

添 付 書 類

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。(2020年7月13日、島根県の一部地域に災害救助法が適用)

このため、災害救助法が適用された地域および隣接する地域(2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された地域が追加された場合は、当該追加された地域および当該追加された地域に隣接する地域を含む。)において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の託送供給等約款の実施以降も、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1. 災害救助法適用市町村

しまねけんごうつし
島根県江津市

2. 上記災害救助法適用市町村に隣接する市町村

しまねけんはまだし おおだし おおちぐんかわもとまち おおちぐんおおなんちょう
島根県浜田市, 大田市, 邑智郡川本町, 邑智郡邑南町

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第21号
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	供給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		令和2年10月1日から令和3年2月末日		

料金その他の供給条件の内容等

令和2年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、令和2年7月4日、熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和2年6月（支払期日が7月4日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」という。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月延長する。

（有効期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の

取付け) (5), 63 (通信設備の施設) (5)および65 (電流制限器等の取付け) (3)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日: 令和3年1月末日)

7. 供給電力, 供給電圧, 電気方式および周波数その他の事項については, 託送約款によるものとする。

附 則

附 則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年7月7日付け20200707資第1号認可。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（令和2年7月4日、熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月7日に認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

災害救助法が適用された市町村

- | | |
|------|--|
| 福岡県 | 大牟田市、八女市、みやま市、久留米市 |
| 佐賀県 | 鹿島市 |
| 大分県 | 日田市、由布市、玖珠郡九重町・玖珠町 |
| 熊本県 | 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、荒尾市、山鹿市、菊池市、玉名市、葦北郡芦北町・津奈木町、球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町、玉名郡南関町・和水町・玉東町・長洲町・阿蘇郡南小国町・小国町 |
| 鹿児島県 | 阿久根市、出水市、伊佐市、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、出水郡長島町、曾於郡大崎町 |

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

- 福岡県 柳川市、筑後市、うきは市、朝倉市、小郡市、大川市、
八女郡広川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、
朝倉郡東峰村、田川郡添田町
- 佐賀県 鳥栖市、神埼市、嬉野市、三養基郡みやき町、杵島郡白石町、
藤津郡太良町
- 長崎県 大村市
- 大分県 大分市、別府市、中津市、竹田市、宇佐市
- 熊本県 宇城市、阿蘇市、熊本市、合志市、八代郡氷川町、
上益城郡山都町、下益城郡美里町、天草郡苓北町、
菊池郡大津町、阿蘇郡産山村
- 宮崎県 えびの市、小林市、都城市、串間市、東臼杵郡椎葉村、
児湯郡西米良村
- 鹿児島県 霧島市、鹿児島市、姶良市、日置市、薩摩郡さつま町、
姶良郡湧水町、肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

※ 上記の災害救助法が適用された市町村および災害救助法が適用された市町村の隣接市町村は、令和2年9月18日時点のもの。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和2年9月18日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

北ネ業託第 19 号
令和 2 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市 丁目 2 番地
北海 株式会社
藪下 裕

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和2年9月18日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受

けておりますが、令和2年10月1日の離島供給約款の実施にあっても、引き続き適用するべく、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2020年9月18日

北陸電力送配電株式会社

離島供給特例承認申請書

託サ 第 17 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山 株式会社
北陸 野 弘
代

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年9月18日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け 20200831 資第 21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けておりますが、2020年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2020年9月18日

中国電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

企 託 サ 第 34 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会

代表取締役社長 松岡 秀

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年9月18日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2020年9月2日付け20200831資第21号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けておりますが、2020年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和 2 年 9 月 18 日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販業企第 13 号

令和 2 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

札幌市中 [redacted] 2 番地

北海道 [redacted]

代表取締役 [redacted]

裕 [redacted]

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和2年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年12月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

附 則

- 1 本供給条件は，令和 2 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和 2 年 9 月 2 日付け 20200831 資第 11 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件

を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、令和2年10月1日の特定小売供給約款の実施にあっても、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第11号

2020年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 大谷 真吉

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経

済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 10 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県富山 1 号
北陸
代表取締役社長
社長執行役員 金井

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2020年7月分は、原則として4か月間延長し、2020年8月分は、原則として3か月間延長し、2020年9月分は、原則として2か月間延長し、2020年10月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020年9月18日

関西電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関営発 第10号

2020年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

関西電力株式会社

執行役社長 森本



平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都道府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020年9月18日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販運第 143 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分および6月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年9月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年10月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件は、2020年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年9月2日付け20200831資第11号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第12号

2020年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 大谷 真吉

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村*（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

※：隣接市町村は、以下の43市町村。

長野県：上田市，岡谷市，諏訪市，駒ヶ根市，大町市，茅野市，塩尻市，
小県郡長和町・青木村，諏訪郡下諏訪町・富士見町，上伊那
郡箕輪町・飯島町・南箕輪村，下伊那郡松川町・高森町・平
谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村，
木曾郡木祖村，東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村，
北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東
白川村，大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

1 被災されたお客さまの2020年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年1月末日）

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年7月10日付け20200710資第4号認可）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

以 上

添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、長野県4市4町6村および岐阜県6市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施以降も、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

記

- 1 災害救助法が適用された市町村
長野県：松本市，飯田市，伊那市，安曇野市，上伊那郡宮田村，下伊那郡阿南町・阿智村・下條村・売木村，木曾郡上松町・南木曾町・王滝村・大桑村・木曾町
岐阜県：高山市，中津川市，恵那市，飛騨市，郡上市，下呂市
- 2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村
長野県：上田市，岡谷市，諏訪市，駒ヶ根市，大町市，茅野市，塩尻市，小県郡長和町・青木村，諏訪郡下諏訪町・富士見町，上伊那郡箕輪町・飯島町・南箕輪村，下伊那郡松川町・高森町・平谷村・根羽村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村，木曾郡木祖村，東筑摩郡生坂村・山形村・朝日村・筑北村，北安曇郡池田町・松川村

岐阜県：関市，美濃市，瑞浪市，加茂郡七宗町・八百津町・白川町・東白
川村，大野郡白川村

愛知県：豊田市，北設楽郡豊根村

静岡県：静岡市，浜松市，榛原郡川根本町

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 11 号

2020 年 9 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県富山 〇〇 号
北陸電力株式会社
代表取締役社長執行役員 金井 〇〇

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

2020年7月3日からの大雨により被害が生じたため、2020年7月8日に岐阜県飛騨市および岐阜県郡上市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村（2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む）のうち、当社供給区域内において、被災されたお客さまから申出があった場合には、特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「特定小売供給約款」という。当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの2020年6月（2020年7月8日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、7月、8月および9月調定分の電気料金について、支払期日（検針日の翌日から30日目）を1か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災地において、従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力および農事用電力の適用を受けていて被災されたお客さまの電気設備のうち、災害のため一時使用不能となったものについては、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

（実施期間満了日：2021年1月末日）

附 則

本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年7月10日付け20200710 資第4号認可）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨により被害が生じたため、災害救助法が適用されました。
(下記地域に災害救助法が適用)このため、災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村(2020年7月8日以降、2020年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む)のうち、当社供給区域内において被災されたお客さまに対し、特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施以降も、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2020年7月8日

岐阜県飛騨市※(ぎふけん ひだし)

※神岡町(かみおかちょう)および宮川町(みやがわちょう)の一部

岐阜県郡上市※(ぎふけん ぐじょうし)

※白鳥町(しろとりちょう)の一部

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村

富山県富山市(とやまけん とやまし)

福井県大野市(ふくいけん おおのし)

以 上

電気特定小売供給約款以外 の供給条件認可申請書

2020年9月18日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販運第144号

2020年9月18日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

広島県広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希茂

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および 実施期間	「料金その他の供給条件の内容」 の各項によります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

2020年7月3日からの大雨の影響により当社供給区域内のお客さまに多大の被害が発生し、島根県の一部に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまから申出があった場合には、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出。以下「電気特定小売供給約款」という。当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は変更後の電気特定小売供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2020年6月（支払期日が7月13日以降となるものに限る）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月に限り、電気料金を免除する。
3. 電気特定小売供給約款の従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力、農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため、復旧までに一時使用不能となったものについては、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年7月17日付け20200717資第10号認可）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

添 付 書 類

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

2020年7月3日からの大雨の影響により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、下記の地域に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法適用地域および隣接地域（2020年7月3日からの大雨の影響により災害救助法適用地域が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用地域および当該追加された災害救助法適用地域に隣接する地域を含む）において被災されたお客さまに対し、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けておりますが、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施以降も、引き続き適用するべく、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請します。

記

1. 災害救助法適用市町村

しまねけんこうつし
島根県江津市

2. 上記災害救助法適用市町村に隣接する市町村

しまねけんはまだし、おおだし、おおちぐんかわもとまち、おおちぐんおおなんちよう
島根県浜田市、大田市、邑智郡川本町、邑智郡邑南町

以 上